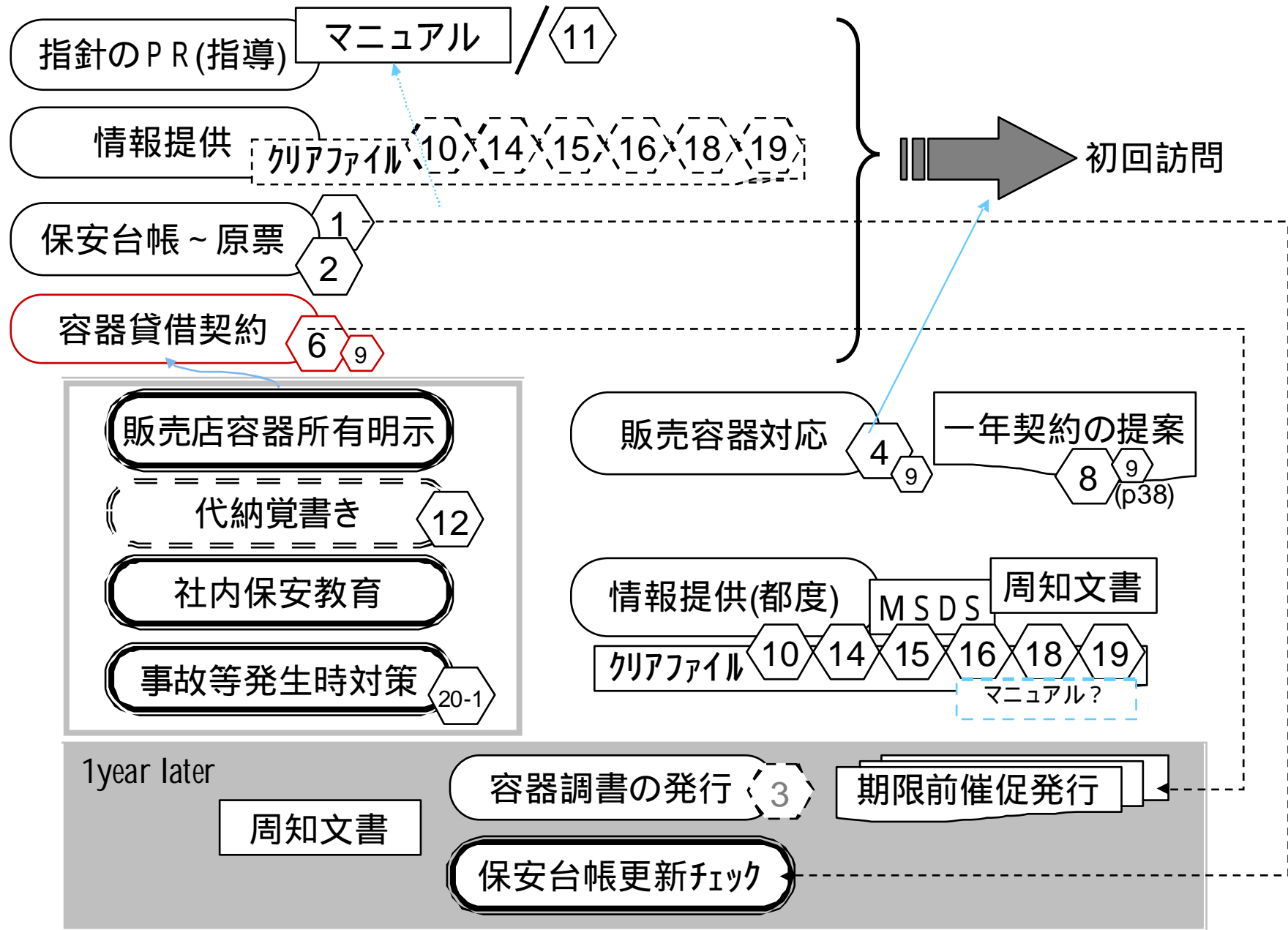
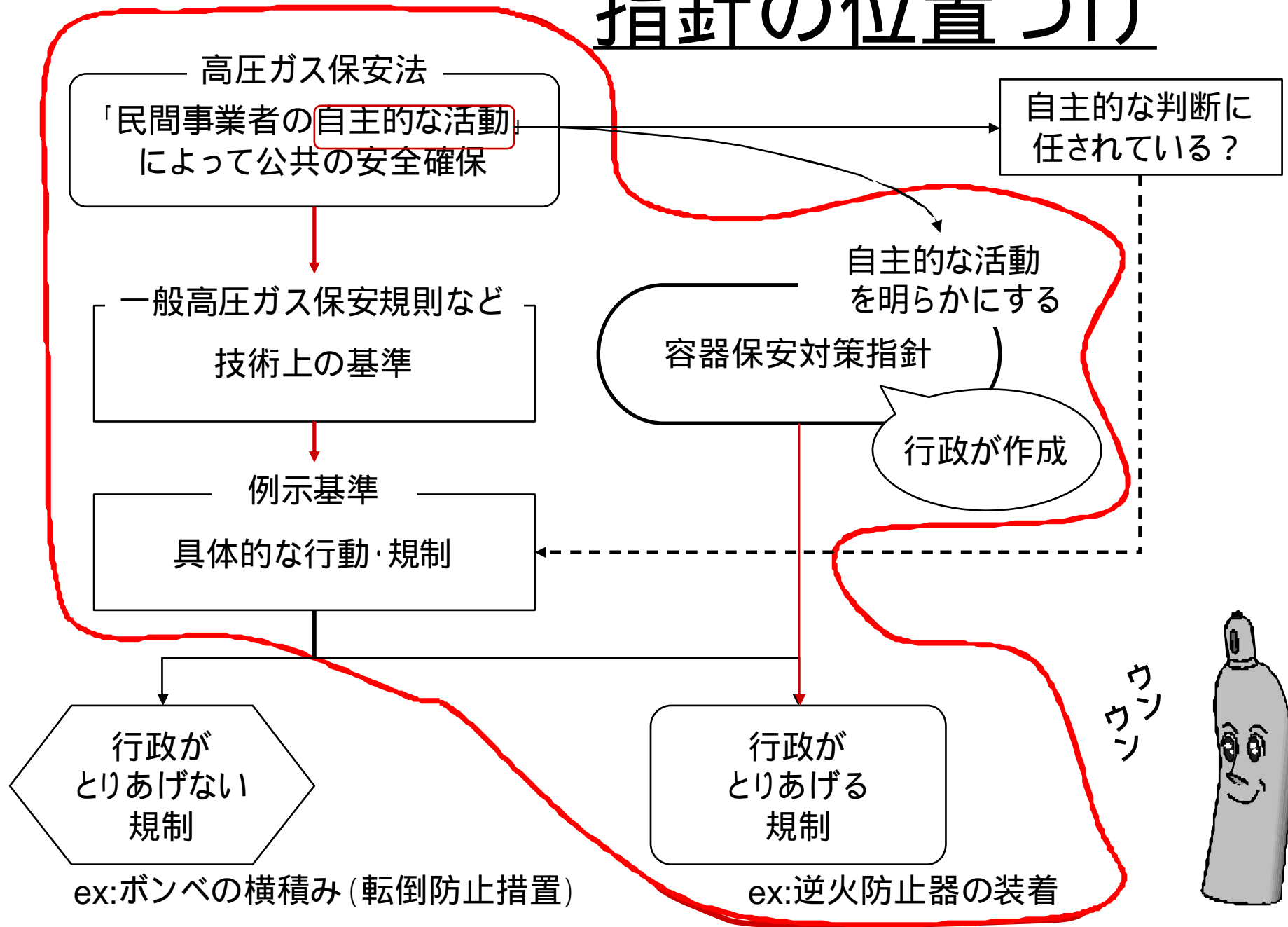


「高圧ガス容器保安対策指針」対応アクション全体像(簡略)



指針の位置づけ



まずは指針のPRから

- 指針遵守不全の場合の問題を伝達
 - － 一年以上の滞留により爆発・破裂
 - － 容器管理不全により紛失、盗難

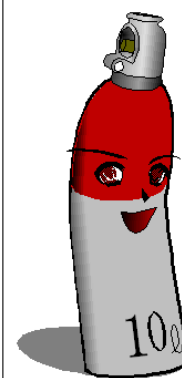
➡ 事故になります！

- マニュアルの配布
(最低参考資料11の頒布)
- 出前講習会の開催
- 社内の意識徹底

弊社でやっているPRです



高圧ガス容器は1年以内にご返却ください



少量の利用に便利な
ハイドロカット10%
をご提案しています

兵庫県では平成23年5月に発表した「兵庫県高圧ガス容器保安対策指針」の中で、消費現場での高圧ガス容器の滞留期間を1年間と決めました。

そのほか同指針では

- 1) 販売店と保安契約の締結
- 2) 容器管理責任者の選任と日常の容器管理
- 3) 保安講習会への参加・社内教育や周知
- 4) 法令順守、緊急時対応体制の構築
- 5) 契約遵守等販売店の保安行為への協力
- 6) 所有容器に係る規制徹底や保安契約
- 7) その他、設備の日常/定期点検等

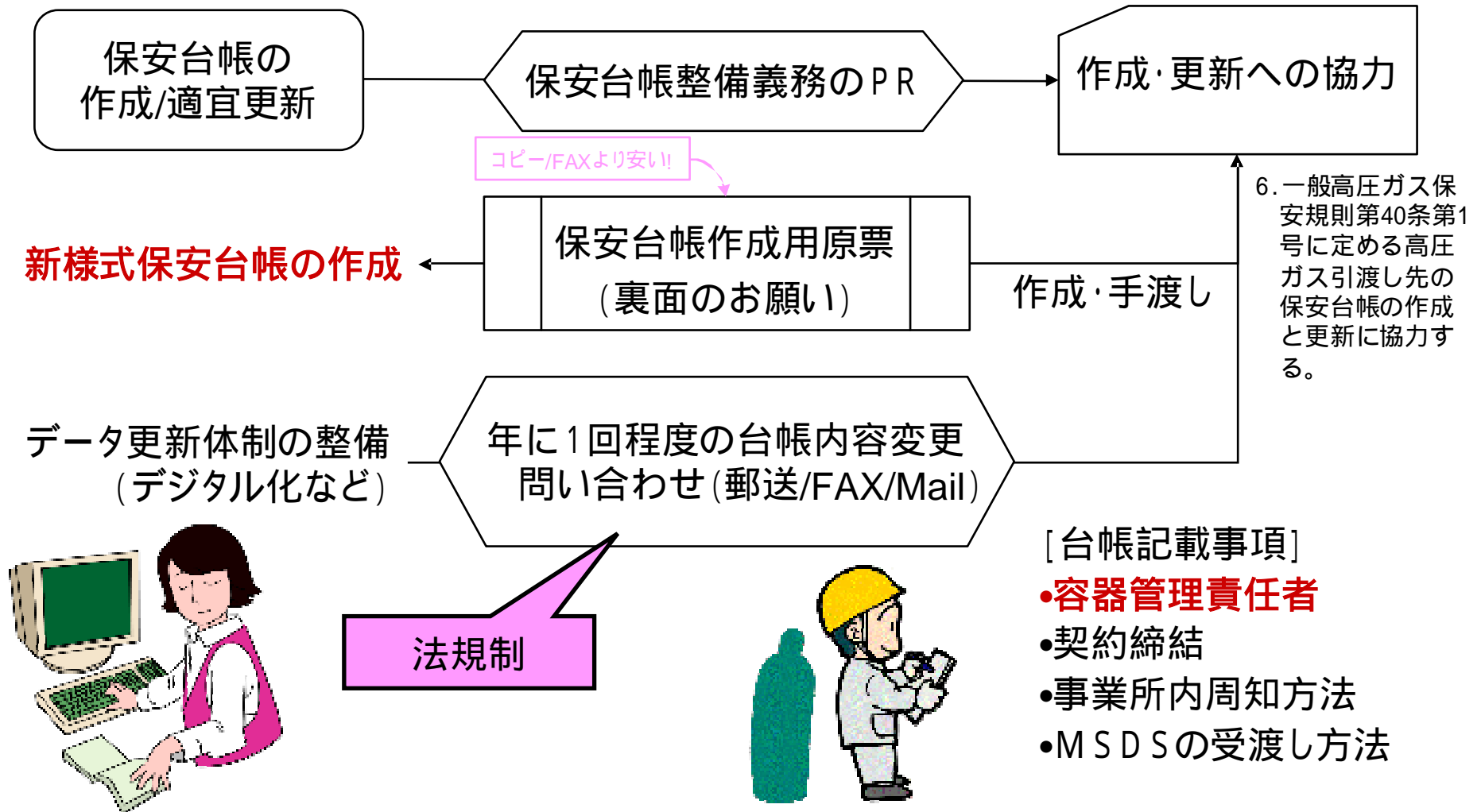
を徹底するよう示唆しています。消費現場で容器事故が増加しています。指針を遵守し安全に高圧ガスをご利用下さい。

高圧ガスといっしょに安心安全をお届けして八十年

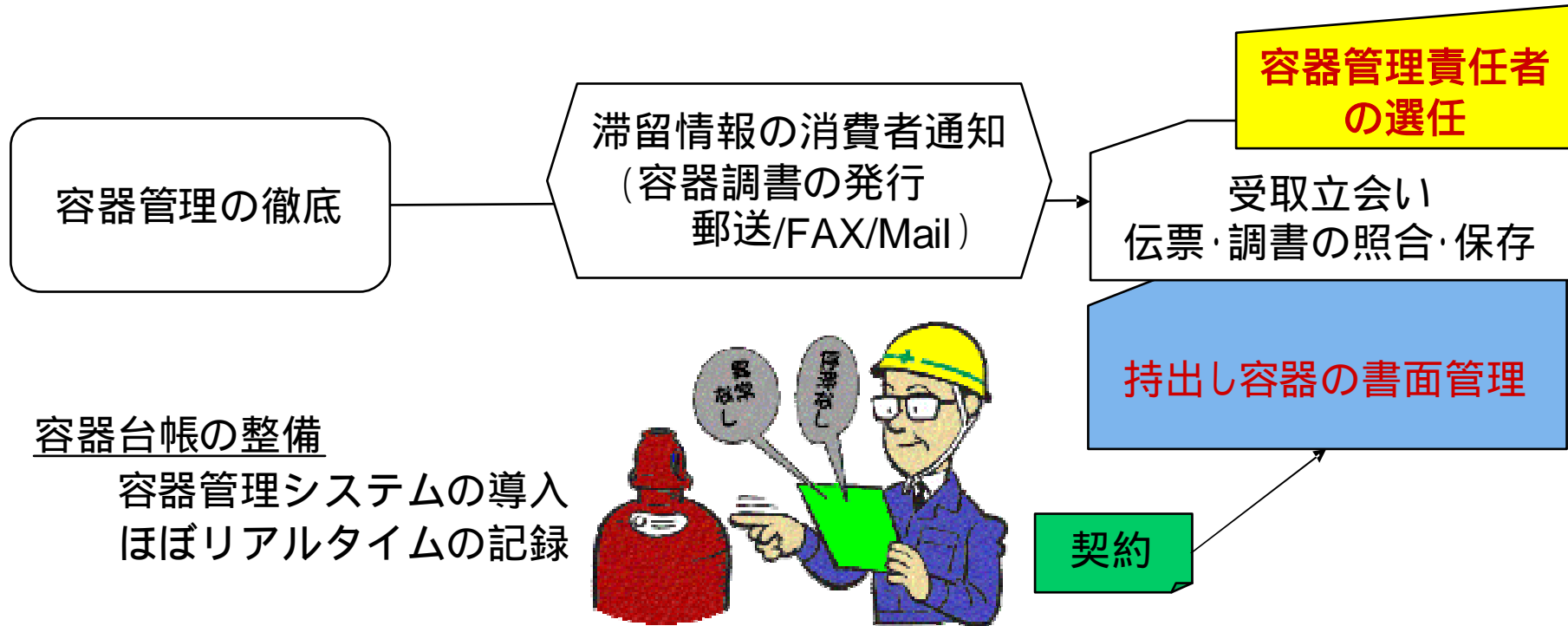
株式会社大岡酸素商会

TEL (0792)98-1835(代)
FAX (0792)96-1391

1 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第40条第1号に定める高圧ガスの引渡先の保安状況又は液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第41条第1号に定める液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳（以下「保安台帳」という。）を備え、常にこれを更新する。



2 容器の管理台帳を備え、自らが供給する高圧ガス容器の所在管理を行うとともに、消費事業者に適宜通知し、消費先での所在確認を徹底する。



容器台帳の整備

容器管理システムの導入
ほぼリアルタイムの記録

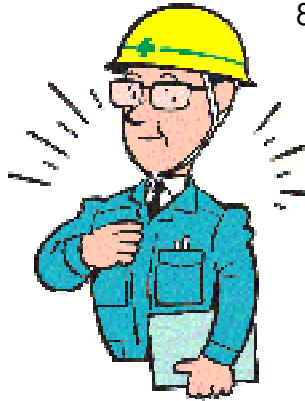
容器管理システムの活用

容器調書の発行と送付 (郵送/FAX/Mail)
送付先情報の收拾

2. 容器の管理責任者を選任し、高圧ガス容器管理台帳等により、高圧ガス容器の受け払い状況及びその所在等を常に管理する。
3. 容器等の消費設備について毎日の作業開始時及び作業終了時に日常点検を行い、容器の管理責任者が管理状況を確認する。

3 使用済み容器及び消費事業者が使用しなくなった容器は迅速に回収する。

8. 使用済容器は直ちに供給者に返却することとし、使用中の容器であっても、あらかじめ書面等で契約した場合を除き、1年以上同じ容器により継続して使用しない。

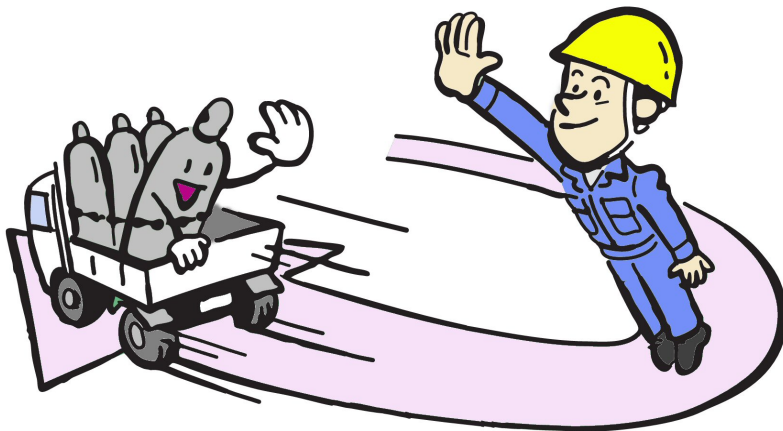


容器管理責任者の選任

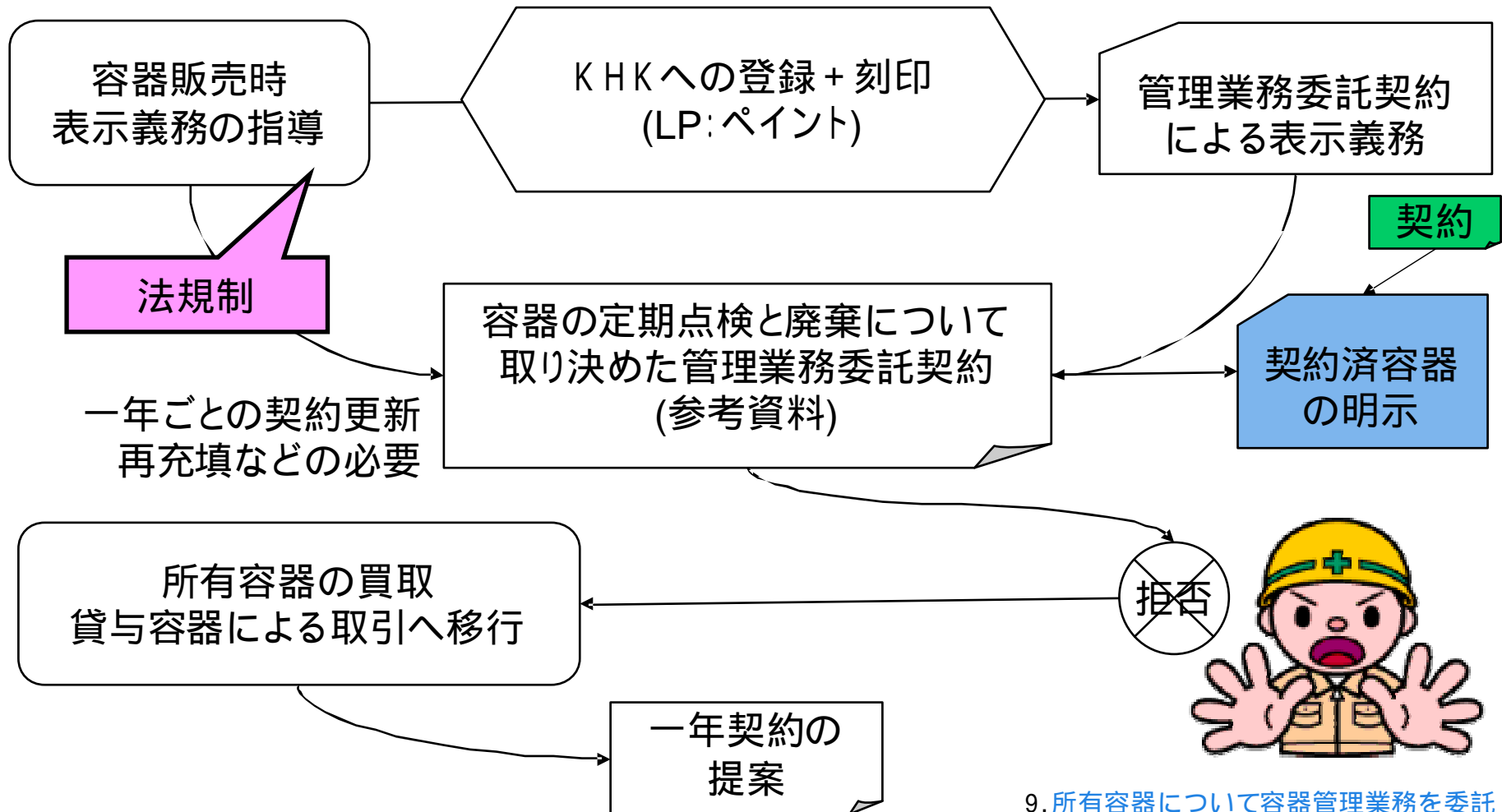
使用済み容器の返却連絡

迅速回収

契約

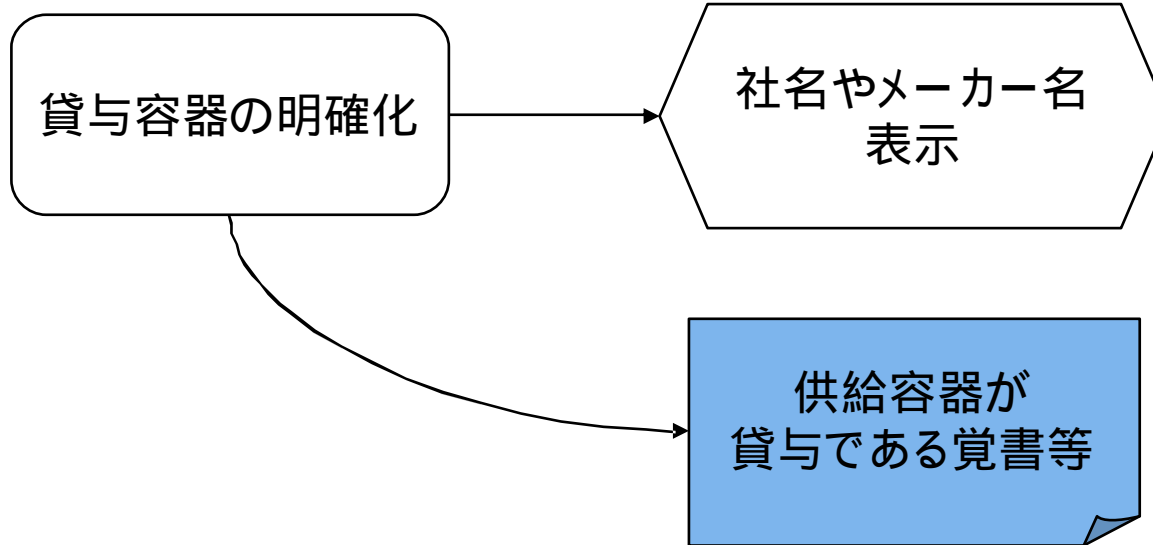


4 消費事業者が容器を販売する場合、当該消費事業者が法第47条に規定する表示を適正に行うよう指導を徹底する。



9. 所有容器について容器管理業務を委託する場合は、容器の定期点検及び廃棄について委託内容として定め、当該業務を委託したことを容器に明示する。

5 消費事業者に貸与した容器の所有について容器自体に明示し、又はあらかじめ書面で明確にする。



- 供給容器に記名できない得意先の洗い出し



6 原則として1年以上同じ容器による供給を継続しない。



正確な容器管理システム

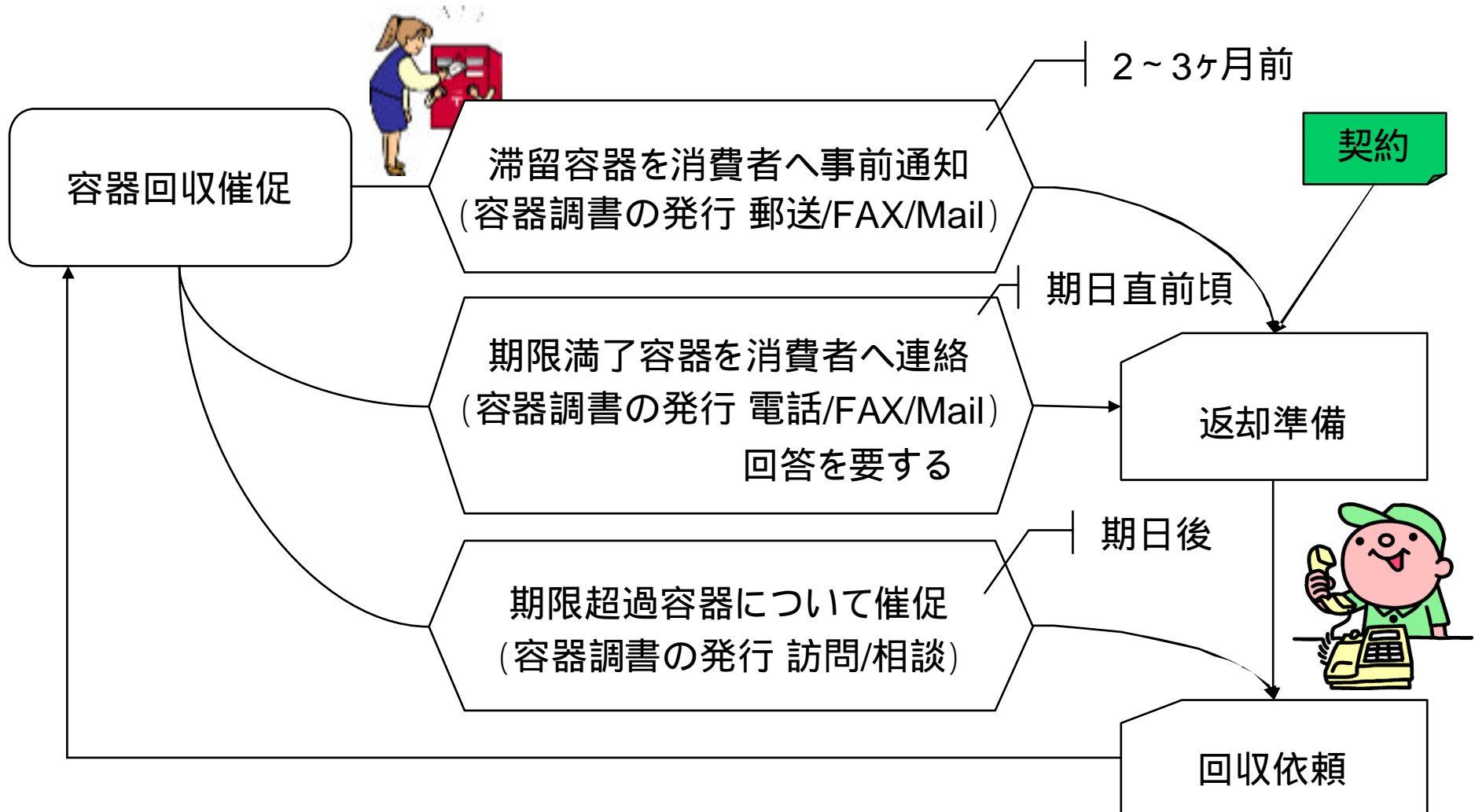
- ・ 容器管理システムは一年期限の数ヶ月前から催促状を作成
- ・ **顧客に催促状を送付 (郵送/FAX/Mail)**

送付先情報の収拾

- ・ およそ一年経過頃には顧客からの交換発注を要求
- ・ 1年期限経過時点・経過後は訪問や相談を重ねて説得

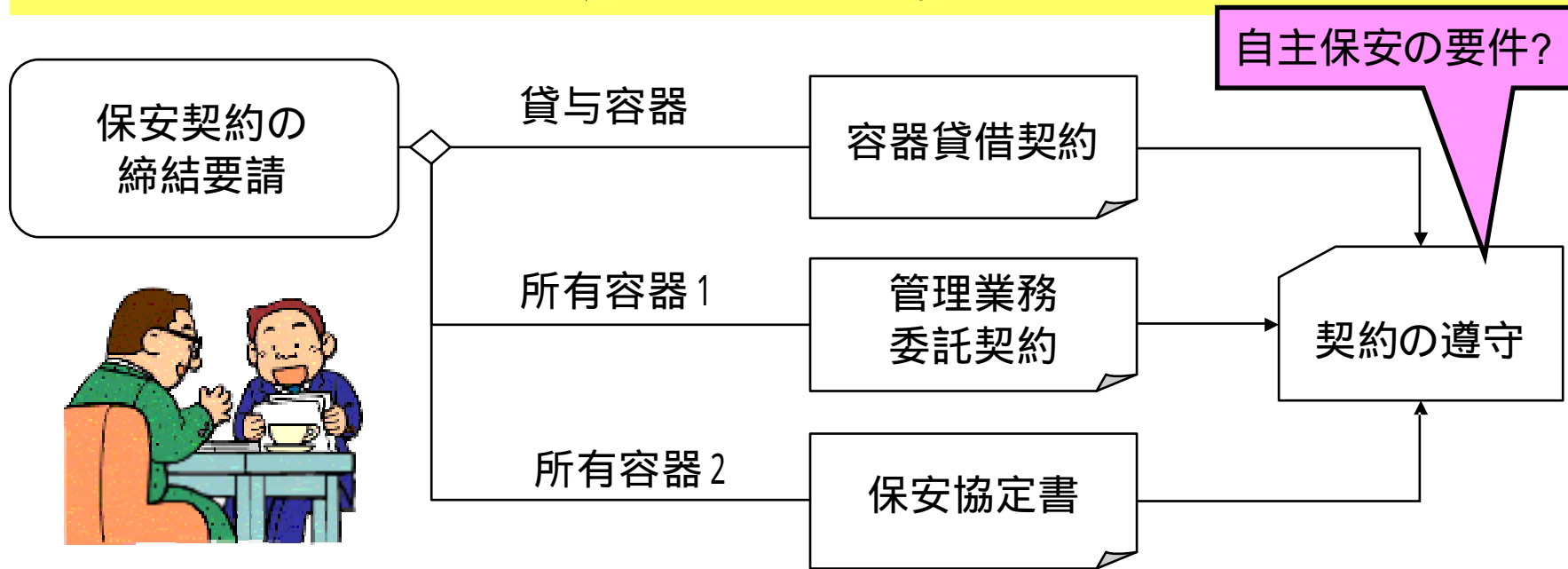


(6 原則として1 年以上同じ容器による供給を継続しない。)



8. 使用済容器は直ちに供給者に返却することとし、使用中の容器であっても、あらかじめ書面等で契約した場合を除き、1年以上同じ容器により継続して使用しない。

7 容器についての保安上の措置及び災害の発生を防止するための必要な措置をとることについて、あらかじめ消費事業者との間で書面により、取り決める。



一年での返却が困難な場合

二年までの延長で理解を求める
経済的話し合いに応ずる（価格是正）
個別の提供方法で対応する

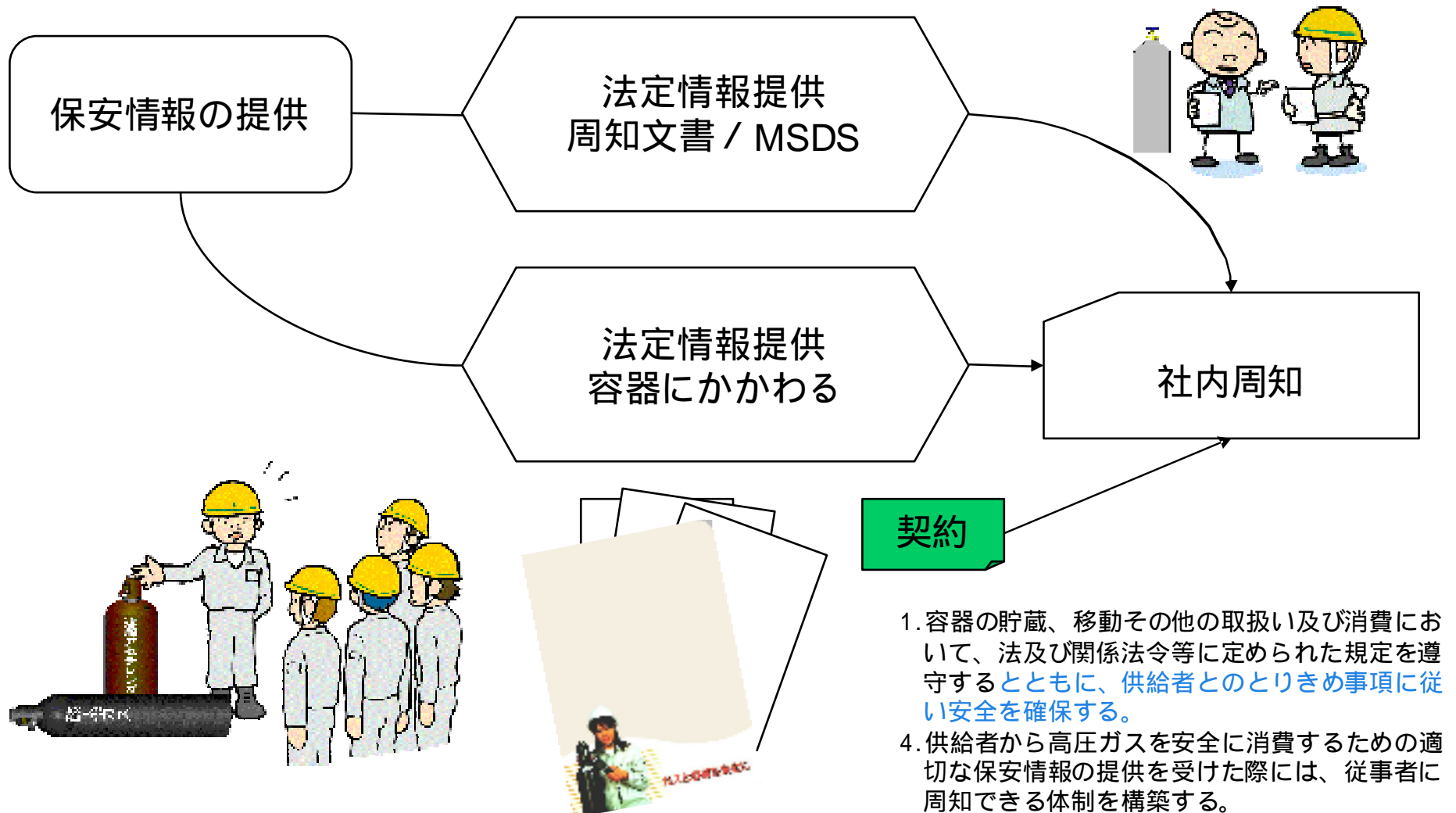
所有容器的契約が困難な場合

買取り、貸与容器での取引に切り替え

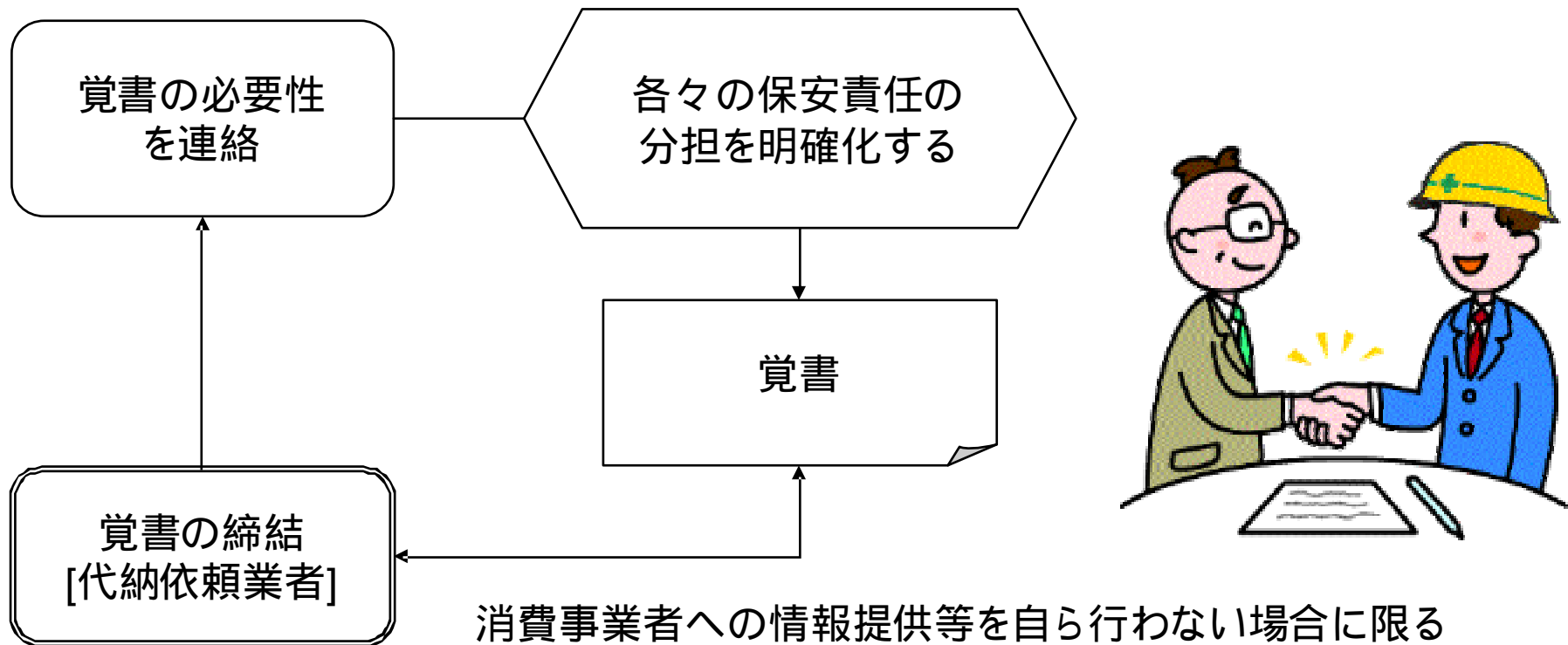
対象外となるのは・・・販売店、個人、県外

1. 容器的貯蔵、移動その他の取扱い及び消費において、法及び関係法令等に定められた規定を遵守するとともに、供給者とのとりきめ事項に従い安全を確保する。

8 供給事業者団体等が主催する講習会で得た情報その他の高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報を消費事業者に提供する。

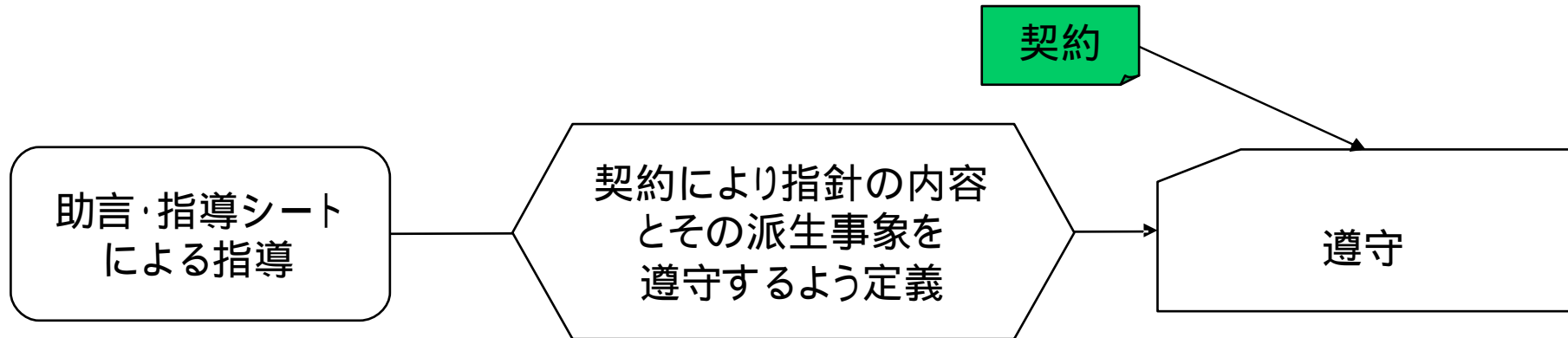


9 自ら容器を取り扱わない場合でも、前号の消費事業者への情報提供等は自らの責任で行うこととし、容器取扱業者に委託する場合はあらかじめ書面で取り決める。



他府県の同業他社に対して、自社の「取引条件」を開示できるようにしておく と 便利

10 消費事業者に対して、第5に掲げる消費事業者がとるべき措置の規定が遵守されるように指導する。



- ・消費設備の日常点検と容器管理責任者による確認(容器の盗難紛失防止)
- ・法及び関係法令と契約事項等の遵守(容器貸借契約の遵守)
- ・容器管理台帳等による管理(消費先の容器管理)
- ・保安情報の従事者への周知体制構築(「周知させる義務」の強制)
- ・供給事業者からの指導に対する改善実行(本号の完遂)
- ・保安台帳の作成と更新への協力(保安台帳の理想的更新)
- ・使用済み容器の迅速返却と1年以上の継続使用不可(容器の早期返却)
- ・容器管理業務委託契約容器であることを明示(自社記号番号刻印容器の紛失等防止)
- ・講習会への参加、保安教育の計画的実行(講習会参加)



5. 供給者から占有する容器の管理状況について指導を受けた場合、速やかに改善し、安全確保に努める。

10 消費事業者に対して、第5に掲げる消費事業者がとるべき措置の規定が遵守されるように指導する。

3. 容器等の消費設備について毎日の作業開始時及び作業終了時に日常点検を行い、容器の管理責任者が管理状況を確認する。



7. 容器及び容器の附属設備（配管、ホース、調整器及び逆火防止器）を1年に1回以上点検を行い、設備の有効期限その他の安全性に問題がないことを確認し、記録を残す。

5. 供給者から占有する容器の管理状況について指導を受けた場合、速やかに改善し、安全確保に努める。

11 容器が危険な状態となったとき、高圧ガスについて災害が発生したとき又は高圧ガス若しくは容器を喪失し、若しくは盗まれたとき（以下これらを「事故等発生時」という。）に法第36条又は第63条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。

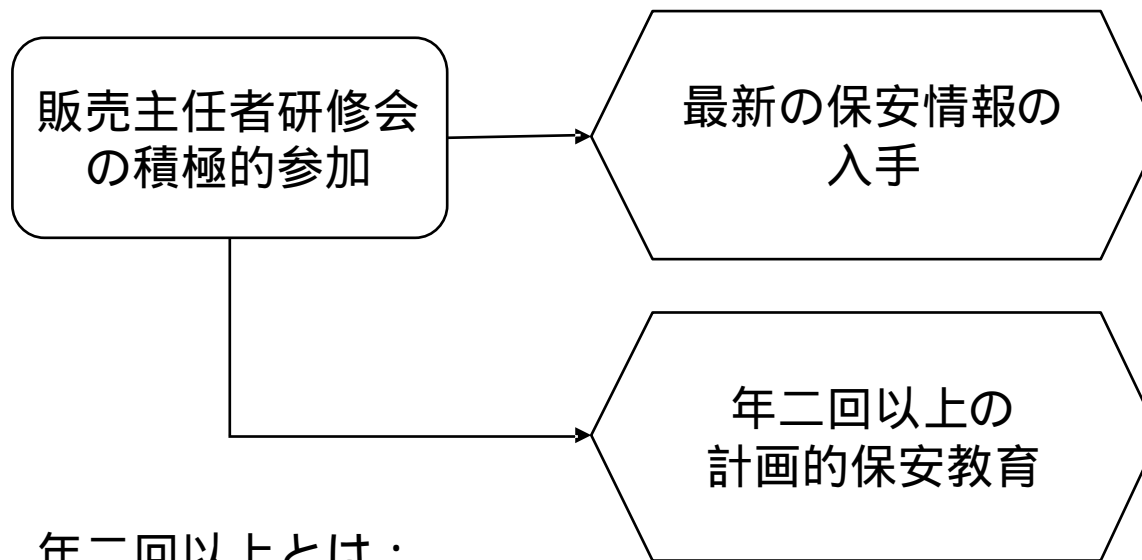
事故等発生時の
体制構築

連絡表の掲示
連絡体制の周知と
緊急連絡演習実施

10. 事故発生時、法第63条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制をとりきめておき、従事者に周知する。



12 供給事業者団体等を通じて提供される保安に関する最新の情報を入手し、従事者に対して少なくとも1年に2回以上計画的に保安教育を行う。



年二回以上とは：

販売主任者研修会の直後、その内容周知のために1回
保安活動促進週間前後に意識を喚起させるために1回
・・・という予定が理想的ではあるが、毎月月例会議の後
に行う等も推奨される

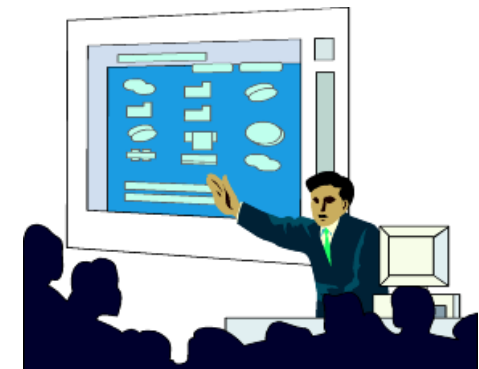
計画的とは：

単なる集合教育ではなく、スキルアッププログラムが
作成されていることが望ましい

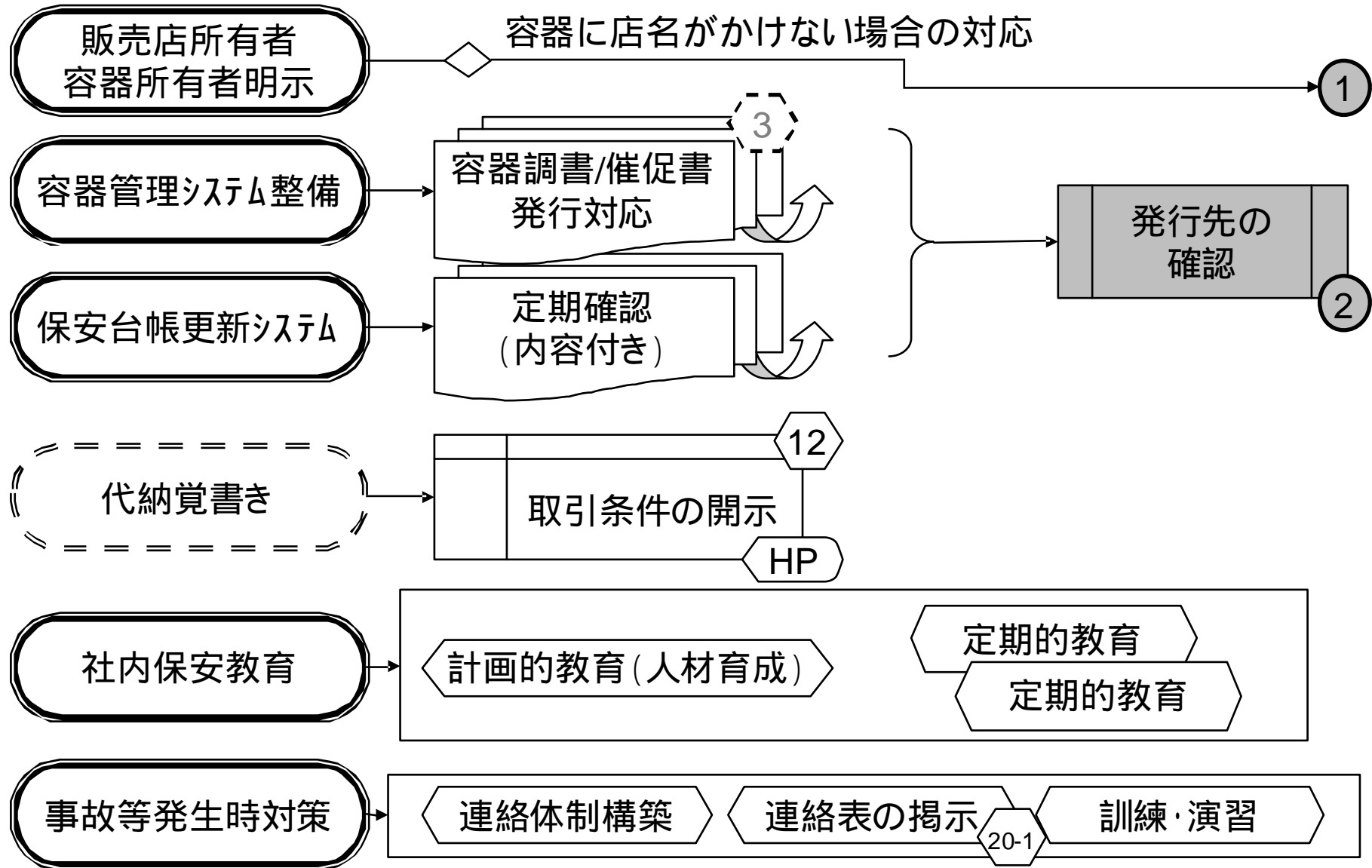
最新の保安情報とは

販売主任者研修会で県から伝えられる昨今のトレンド
研修会でテーマとなった内容等
去年と同様の事故傾向なら、去年と同じものが最新の保安情報となる

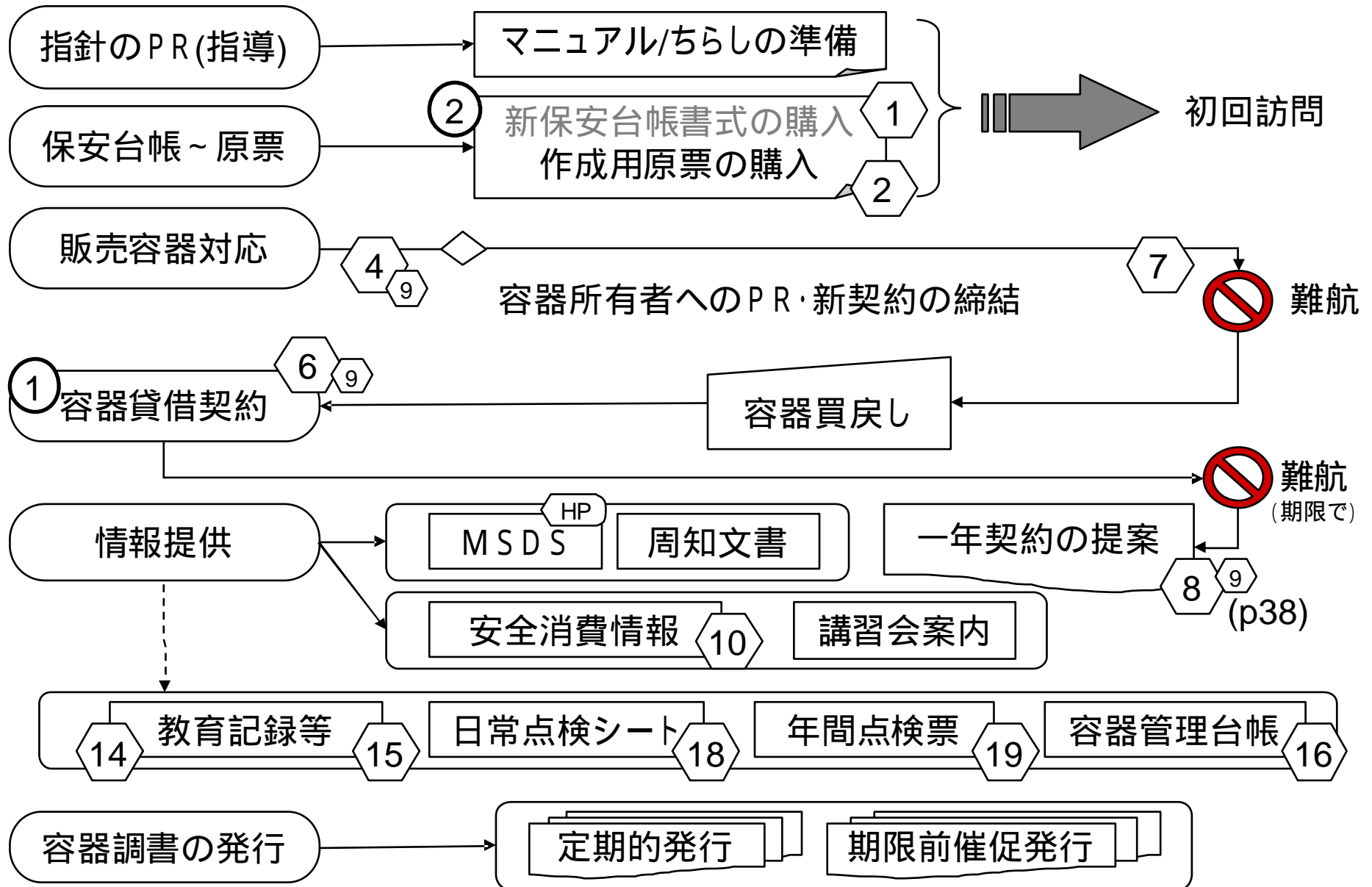
11. 供給者団体が主催する講習会に参加する等により、保安に関する最新の情報を入手して、高圧ガスの保安に関する教育を計画的に行う。



「高圧ガス容器保安対策指針」対応社内アクション



「高圧ガス容器保安対策指針」対応 対消費先アクション



やるべきことを3つに分類する

すぐまたは、最低一度はやっておくこと
(すでにやっているべきこと・・・もある)

作業ごとにやっていくこと

定期的にする

消費先それぞれに定期的にする

事業所単位の定期作業としてやる

すぐor最低一度はやっておくこと

新保安台帳への乗り換え

新保安台帳原票の控え（お願い）手渡し
（容器管理責任者の選任要望）

保安台帳のデジタル化・連絡システム構築

容器管理システム運用・容器調書の発行

保安契約の締結

（滞留期限の明記）

販売容器の新契約切り替え or 買取

容器への社名明記 / できない相手と覚書？

作業ごとにやっていくこと

指針の説明・情報提供（新規の取引ごと）

M S D S の配布（新規ガス取引ごと）

周知文書（新規の対象ガスの取引ごと）

所有容器の説明（容器販売ごと）

覚書の締結（代納を依頼された場合など）

定期的にやること

消費先それぞれに定期的にする
容器の停滞期限連絡

事業所単位の定期作業としてやる
保安台帳の定期的チェック
保安情報提供や保安講習会の案内